

土浦市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和5年4月4日

土浦市監査委員

藤田雪絵

土浦市監査委員

内田卓男



土都整発第74号
令和5年3月31日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課:都市整備課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	都市公園条例に基づく占用許可の際、条例に定めのない事務処理を行っていた。 都市公園条例では、占用の使用料を算定する際、面積を用いる場合に端数が生じるときは、端数処理をせず、算定することになっているが、土浦市道路占用料条例第5条の規定を任意に準用し、算定したことによって使用料を過大に徴収したことから、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	上記措置すべき内容について、当該都市公園条例を改正し、使用料の算定方法について規定を定めました。

